

第 33 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令和2年10月20日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第33回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
議員辞職の報告	4
議事日程の報告	4
新議員の議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
提出議案の上程及び提案理由説明	5
第16号議案の審議の宣告及び採決	7
第17号議案の審議の宣告	8
事務局長の議案概要説明	8
第17号議案の質疑、討論、採決	8
第18号議案の審議の宣告	9
事務局長の議案概要説明	9
第18号議案の質疑、討論、採決	10
第19号議案の審議の宣告	10
事務局長の議案概要説明	10
第19号議案の質疑、討論、採決	12
第20号議案の審議の宣告	13
事務局長の議案概要説明	13
第20号議案の質疑、討論、採決	15
第21号議案の審議の宣告	16
事務局長の議案概要説明	16
第21号議案の質疑、討論、採決	17
第22号議案の審議の宣告	17
事務局長の議案概要説明	17
第22号議案の質疑、討論、採決	18
第23号議案の審議の宣告	19
事務局長の議案概要説明	19
第23号議案の質疑、討論、採決	21
広域連合長の閉会挨拶	21
閉会の宣告	22

資 料

議案の送付について……………	23
議決一覧……………	24

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、令和2年10月高知県後期高齢者医療広域連合議会第33回定例会を次のとおり招集する。

令和2年10月6日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 令和2年10月20日（火）
午後2時00分
- 2 場 所 高知市本町4-1-35
高知県自治会館 2階 研修室

議 員 席 次

1番	板原 啓文 君	2番	戸梶 眞幸 君	3番	松延 宏幸 君
4番	土居 恒夫 君	5番	大崎 宏明 君	6番	田鍋 剛 君
7番		8番	岩垣 實男 君	9番	高橋 幸十郎 君
10番	寺村 晃幸 君				

議事日程

令和2年10月20日 午後2時00分開議

- 第1 新議員の議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 提出議案の提案理由説明
- 第5 第16号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第6 第17号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7 第18号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認議案
- 第8 第19号議案 令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案
- 第9 第20号議案 令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案
- 第10 第21号議案 令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案
- 第11 第22号議案 令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第12 第23号議案 令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算

出席議員

1番 板原 啓文 君 2番 戸梶 眞幸 君 3番 松延 宏幸 君
4番 土居 恒夫 君 5番 大崎 宏明 君 6番 田鍋 剛 君
8番 岩垣 實男 君 9番 高橋 幸十郎 君 10番 寺村 晃幸 君

説明のために出席した者

広域連合長 岡崎 誠也 君
副広域連合長 池田 洋光 君
代表監査委員 吉本 雅史 君
会計管理者 田村 弘樹 君
事務局長 福原 扶慈子 君

議会事務局職員出席者

事務局次長 岡 英祐 君
書記 麻植 立子 君 小山 恵里 君 堀 情二 君

広域連合事務局職員出席者

事業課長 森 明宏 君
事業課課長補佐 高橋 良美 君 府川 早苗 君 山本 美佐 君

◎開会の宣告

○議長（田鍋剛君） 皆さん、こんにちは。お揃いのおようですので、これより令和2年10月高知県後期高齢者医療広域連合議会第33回定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

午後2時00分 開会

◎議員辞職の報告

○議長（田鍋剛君） 最初に、議員の辞職の報告を行います。

本年4月28日に、宮崎努議員、山中昭議員より辞職届が提出されましたので、地方自治法第292条において準用する、同法第126条の規定により、それぞれ5月12日をもって辞職許可がなされましたことを、ご報告いたします。

また、谷正美議員が10月6日に任期満了となられ、当広域連合議会議員を退任されており、現在選挙中であります。

なお、戸梶眞幸議員が6月1日に任期満了となられましたが、6月29日に当広域連合議会議員に再選されており、あわせてご報告いたします。

◎議事日程の報告

○議長（田鍋剛君） それでは、議事日程の報告に移ります。これからの議事は、お手元に配布されております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） ご異議ないものと認めます。

よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。

◎新議員の議席の指定

○議長（田鍋剛君） 日程第1、新議員の議席の指定を行います。

高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第3条に基づき、新たに議員となりました土居恒夫議員の議席を4番に、大崎宏明議員の議席を5番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田鍋剛君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員につきましては、議会会議規則第89条の規定により、議長が指名をいたします。

会議録署名議員は、4番土居恒夫議員、8番岩垣實男議員のお二人の方をお願いをいたしますので、よろしく願いいたします。

◎会期の決定

○議長（田鍋剛君） 日程第3、会期の決定につきまして、議会会議規則第4条の規定により、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、10月20日の1日間といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） ご異議ないものと認め、本日1日間と決定いたしました。

◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（田鍋剛君） 日程第4、提出議案の提案理由説明に入ります。

第16号議案から第23号議案までを一括議題といたします。

広域連合長から、提案理由の説明を求めます。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（田鍋剛君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、ご多用のところ、第33回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会にご出席いただき、ありがとうございます。

議案の説明に先立ち、最近の国の動向を含め、後期高齢者医療制度に関連する状況等について申し上げます。

今年は、全国で新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済活動や日常生活など、様々な分野において多大な影響を受けており、今なお、予断を許さない状況にあります。

こうした社会状況のなかで、後期高齢者医療制度においても、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、「全世代型社会保障検討会議」の審議が一時中断されたため、本年夏までに最終報告が出される予定でありました後期高齢者の方々の窓口負担の引き上げなどの医療制度改革については、本年末まで延期となったところ です。

また、本年7月に閣議決定されました「骨太の方針2020」において、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、様々な課題が浮き彫りになったことから、感染

症対策と経済活動を両立させる「新たな日常」の実現に向けた取り組みが求められており、今後の医療制度にも関連しますので、その動向を注視してまいります。

当広域連合の現状としましては、被保険者数の伸び率は、全国と比較して低い伸び率で推移しておりますが、1人当たり医療費は依然として全国上位の高水準が続いており、今後、さらなる高齢化社会が進展するなかで、安定的かつ持続可能な医療制度の運営を図っていくためには、必要な財源を確保するとともに、医療費の増加を抑制する医療費適正化の取り組みや、保健事業の推進が重要な課題となります。

特に、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」については、医療専門職の確保や事業の実施内容、データ分析など、市町村との協議を進め、県並びに国保連合会とも連携を密にしながら、できるだけ多くの市町村で実施されるように、当広域連合としても努力してまいります。

このほか、保健事業実施計画に基づく健康診査等の保健事業の充実を図りながら、被保険者の方々が健康で過ごされ、安心して必要な医療を適切に受けられる環境を維持しつつ、今後の国等の動向を注視しながら、全国後期高齢者医療広域連合協議会等とも連携し、国に対して積極的に意見、要望を述べてまいります。

それでは、以下、議案について説明を申し上げます。

今回提案いたしました議案は、人事議案1件、条例議案1件、予算議案2件、その他の議案4件であります。

まず、第16号議案「副広域連合長の選任同意議案」につきましては、今年7月14日に清藤真司氏の副広域連合長としての任期が満了となりましたので、引き続き副広域連合長として再任することについて、ご同意を求めるものでありますので、よろしくお願いいたします。

第17号議案につきましては、総務省の作成した「会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル（第2版）」の変更を踏まえ、当広域連合の関連する条例を改正するものであります。

第18号議案につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染により労務不能な期間について、被保険者の方に傷病手当金の支給を行うため、緊急的・特例的な措置として速やかに条例改正を行う必要があります。高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正を専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものであります。

第19号議案及び第20号議案について、ご説明いたします。

第19号議案「令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定議案」及び第20号議案「令和元年度特別会計歳入歳出決算の認定議案」につきましては、令和元年度のそれぞれの会計決算につきまして、認定に関する議案をお諮りするものです。

第21号議案につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、第18号議案のとおり、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を一部改正したことにあわせて、傷病手当金の支給のための補正予算を専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものであります。

次に、第22号議案及び第23号議案について、ご説明いたします。

第22号議案の「令和2年度一般会計補正予算」につきましては、令和元年度の決算剰余金を令和2年度に繰り越し、その2分の1の額を財政調整基金に積み立てるもので、歳入歳出それぞれ186万5千円を増額するものです。

第23号議案の「令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算」につきましては、令和元年度の決算剰余金を令和2年度に繰り越し、2年間の財政運営の均衡を保つために設けております後期高齢者医療事業運営基金へ積立てることや、令和元年度の医療給付費等が確定したことに伴う、国・県・市町村への返還金など、歳入歳出それぞれ17億5,336万円を増額するものです。

以上、提出いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、適切なお決定をお願いいたします。以上です。

◎第16号議案の審議の宣告及び採決

○議長（田鍋剛君） 日程第5、第16号議案「高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について」を議題といたします。

本議題は、令和2年7月14日付けで、清藤真司副広域連合長の任期が満了となったことに伴いまして、新たな副広域連合長の選任を行うものです。

書記の朗読は、省略いたします。

副広域連合長につきましては、清藤真司香南市長を選任することに、同意を求めるものであります。

○議長（田鍋剛君） お諮りいたします。

第16号議案につきましては、提案理由の説明は省略をし、直ちに採決を行いたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） ご異議ないものと認めます。

よって、第16号議案につきましては、これに同意することについて賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。

よって、第16号議案は、原案に同意することに決定いたしました。

なお、本日、清藤真司副広域連合長につきましては、公務により欠席しておりますことを、ご報告いたします。

◎第17号議案の審議の宣告

- 議長（田鍋剛君） 日程第6、第17号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案」を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。
-

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（田鍋剛君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（福原事務局長挙手）

- 議長（田鍋剛君） 福原事務局長。

- 事務局長（福原扶慈子君） それでは、第17号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案」について、ご説明いたします。

第33回定例会議案及び説明書の2ページ及び、A4版のホッチキス止めをしてございます定例会説明資料の11ページをお願いいたします。

今回の改正内容については、定例会説明資料の11ページのとおり、総務省の作成した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」の変更を踏まえ、会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任用形態や任用手続に応じて行うことができることを明らかにするための改正を行うものです。

次のページは、今回の改正の新旧対照表になっており、左が改正案、右が現在の条文で、改正する部分を下線で示しています。

「高知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案」についての説明は、以上です。

◎第17号議案の質疑、討論、採決

- 議長（田鍋剛君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（田鍋剛君） 特にないようでありますので、これにて質疑を終了いたします。

- 議長（田鍋剛君） つづきまして、第17号議案について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 討論はございませんので、討論を終了いたします。

これより、第17号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案」を採決いたします。

第17号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。

よって、第17号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎第18号議案の審議の宣告

○議長（田鍋剛君） 日程第7、第18号議案「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認議案」を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（田鍋剛君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（福原事務局長挙手）

○議長（田鍋剛君） 福原事務局長。

○事務局長（福原扶慈子君） それでは、第18号議案「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認議案」について、ご説明いたします。

議案及び説明書の3ページ、定例会説明資料の13ページをお願いいたします。

傷病手当金の支給については、高齢者の医療の確保に関する法律第86条第2項の規定において、条例の定めるところにより行うことができるとされています。

国内で新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、さらなる感染症拡大をできる限り防止するには、被保険者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要ですので、感染拡大防止の観点から、労務不能となった期間について、被保険者に傷病手当金の支給を行うために、緊急的・特例的な措置として可能な限り速やかに条例改正を行う必要があり、専決処分を行ったことの承認を求めます。

次のページからは、今回の改正の新旧対照表になっており、左が改正案、右が現在の条文で、改正する部分を下線で示しています。

「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認議案」についての説明は、以上です。

◎第18号議案の質疑、討論、採決

- 議長（田鍋剛君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（田鍋剛君） 特にないようでありますので、これにて質疑を終了いたします。

- 議長（田鍋剛君） つづきまして、第18号議案について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（田鍋剛君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。
これより、第18号議案「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認議案」を採決いたします。
第18号議案について、原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。
よって、第18号議案は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。
-

◎第19号議案の審議の宣告

- 議長（田鍋剛君） 日程第8、第19号議案「令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案」を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。
-

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（田鍋剛君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

(福原事務局長挙手)

○議長(田鍋剛君) 福原事務局長。

○事務局長(福原扶慈子君) それでは、第19号議案「令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案」について、ご説明いたします。

議案及び説明書の5ページをお願いいたします。

また、併せてお手元に配布しています「令和元年度歳入歳出決算書及び決算に関する説明書」に挟んでございます、A4縦、2枚綴じの「令和元年度決算審査意見書」をお願いいたします。

はじめに、決算の審査についてご報告をいたします。令和元年度一般会計歳入歳出決算につきましては、8月25日に、当広域連合事務局にて、吉本代表監査委員、寺村監査委員にご審査いただきました。

この決算審査に当たりましては、「一般会計歳入歳出決算書」、「同決算事項別明細書」、「一般会計収支に関する調書」及び「財産に関する調書」をもとに、関係書類や帳票等について総括的に審査され、その結果は「決算審査意見書」のとおり、決算計数については、適正な表示がなされていること、また、予算執行状況等について、適正かつ効率的な執行と、財産管理についても適正な管理が行われているとの審査意見をいただいております。

それでは、「令和元年度歳入歳出決算書及び決算に関する説明書」の2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入は、予算現額6,644万5千円に対しまして、収入済額は6,646万8,404円となっています。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出は、予算現額6,644万5千円に対しまして、支出済額が6,273万7,800円で、不用額は370万7,200円となっています。

以上の結果、歳入歳出差引後の残額は、収入済額から支出済額を差し引きまして、373万604円となっています。

次に、8ページ及び9ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書です。主なものをご説明いたします。

1款「分担金及び負担金」は、派遣職員の派遣元自治体への人件費負担金や事務所賃借料を始めとした事務費に係る各市町村の負担金で、5,943万4千円となっています。

次の2款「繰入金」は、前年度の決算剰余金の一部を積み立てました財政調整基金からの繰入金で、215万6,936円となっています。

3款「繰越金」は、平成30年度の決算剰余金431万3,856円を繰り越したものです。

4款「諸収入」、1項、1目「連合預金利子」は、54万9,742円となっています。

10ページ及び11ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書ですが、主なものをご説明いたします。

まず、1款「議会費」は、35万3,399円支出していますが、これは2回の定例会と1回の臨時会の開催に要した経費でございます。

次に、2款「総務費」の1項「総務管理費」は、広域連合の事務局を運営する経費でございます。

12ページ、13ページをお願いします。

19節「負担金、補助及び交付金」の3,936万5,421円は、主に事務局長及び総務課の派遣職員あわせて5名の派遣元自治体への人件費負担金でございます。なお、派遣職員の人件費については、派遣元の自治体で一旦支出していただき、年度末に精算することとしています。

15ページをお願いいたします。

収支に関する調書ですが、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、収支額は、歳入歳出差引額と同額で373万1千円となっています。

以上が、一般会計歳入歳出決算の概要でございます。よろしくをお願いいたします。

◎第19号議案の質疑、討論、採決

○議長（田鍋剛君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

○議長（田鍋剛君） つづきまして、第19号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第19号議案「令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案」を採決いたします。

第19号議案について、原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。

よって、第19号議案は、原案のとおり、認定することに決定いたしました。

◎第20号議案の審議の宣告

- 議長（田鍋剛君） 日程第9、第20号議案「令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案について」を審議いたします。書記の朗読は、省略いたします。
-

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（田鍋剛君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（福原事務局長挙手）

- 議長（田鍋剛君） 福原事務局長。

- 事務局長（福原扶慈子君） それでは、第20号議案「令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案」について、ご説明いたします。

議案及び説明書の6ページをお願いいたします。

第19号議案、一般会計の決算審査と同様に、令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましても、8月25日に、当広域連合事務局にて、吉本代表監査委員、寺村監査委員にご審査いただきました。

この決算審査に当たりましては、「後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書」、「同決算事項別明細書」、「後期高齢者医療特別会計収支に関する調書」及び「財産に関する調書」をもとに、関係書類や帳票等について総括的に審査され、その結果は、お手元に配布しております「令和元年度決算審査意見書」のとおり、決算計数については、適正な表示がなされていること、また、予算執行状況等について、適正かつ効率的な執行と、財産管理についても適正な管理が行われているとの審査意見をいただいています。

それでは、「令和元年度歳入歳出決算書及び決算に関する説明書」の22ページ及び23ページをお願いします。

まず、歳入は、予算現額1,463億6,855万2千円に対し、収入済額は1,463億6,910万4,835円で、予算額と比較し55万2,835円の増となっています。

24ページ及び25ページをお願いいたします。

歳出は、同じく予算現額1,463億6,855万2千円に対しまして、支出済額が1,440億6,167万8,363円で、不用額は23億687万3,637円となっています。

以上の結果、歳入歳出差引残額は、収入済額から支出済額を差し引きまして、23億742万6,472円となっています。

28ページ、29ページをお開きください。

歳入の事項別明細書です。主なものをご説明いたします。

1 款「市町村支出金」は、派遣職員の人件費負担金を始めとした事業の運営に係る事務費や市町村で徴収した保険料に係る負担金、低所得者の方などの保険料軽減に対する基盤安定負担金、及び自己負担 1 割の被保険者の療養給付費に係る定率 12分の 1 の負担金等で、総額 233 億 4,752 万 8,260 円となっております。

次の 2 款「国庫支出金」は、自己負担 1 割の被保険者の療養給付費に対する 12分の 3 の定率の負担金や、80 万円を超える高額レセプトを対象とした支援制度である高額医療費負担金、各広域連合の被保険者の所得水準の違いによる保険料の補正などを行うための調整交付金、健康診査などの保健事業費補助金等で総額 502 億 3,790 万 1,488 円となっております。

30 ページ及び 31 ページをお願いします。

3 款「県支出金」は、118 億 3,516 万 7,923 円で、療養給付費に対する 12分の 1 の定率負担金、及び高額医療費負担金のうち 4分の 1 の県負担分の交付を受けています。

4 款「支払基金交付金」は、国保や被用者保険の被保険者からの後期高齢者支援金であり、国保などが社会保険診療報酬支払基金に拠出した支援金を支払基金が広域連合へ交付するもので、561 億 2,299 万 6,323 円となっております。

5 款「特別高額医療費共同事業交付金」は、1 件 400 万円を超えるレセプトの 200 万円を超える部分を対象とした国保中央会からの交付金です。これは、著しく高額な医療費の発生による保険財政への影響を緩和するために設けられた、全国の広域連合が共同で負担する制度であり、5,871 万 5,069 円が交付されています。

6 款「繰入金」は、基金繰入金で、総額 3 億 4,456 万 5 千円となっておりまして、特別会計運営の財源とするために事業運営基金から繰入れています。

32 ページ及び 33 ページをお願いします。

8 款「諸収入」、3 項「雑入」の 1 目「第三者納付金」は、交通事故などの第三者が原因となった怪我などにより支給した保険給付費について、当該第三者から納付をしていただいたものです。

また、2 目「返納金」は、所得区分の変更などにより、医療機関で支払う自己負担割合が変更となったことに伴う被保険者から広域連合への返納金となっております。

なお、1 目「第三者納付金」及び 2 目「返納金」において、それぞれ不能欠損額が生じていますが、「債権管理条例」に基づき不能欠損処理を行ったものです。

34 ページ及び 35 ページをお願いします。

歳出の事項別明細書ですが、主なものについてご説明いたします。

1 款「総務費」は、医療その他の給付を行うための事務的経費で、市町村からの派遣職員の人件費負担金や専門的・効率的に業務の執行を行うための専門性を持った国保連合会や高知電子計算センターへの委託料や手数料などで 3 億 4,868 万 9,083 円となっております。

34・35 ページから次の 36・37 ページにかけての、2 款「保険給付費」は、被保険者の医療給付に要する令和元年 3 月の診療から令和 2 年 2 月診療までの「療養給付費」や、医療機関等からの医療費等の請求に関する国保連合会への「審査支払手数料」、医療費の自己負担額が高額となり、一定の限度額を超えて負担した自己負担分

を被保険者に還付する「高額療養費」などであり、総額で1,400億8,428万6,934円となっており、これは、特別会計の支出額全体の97.3%を占めています。

38ページ及び39ページをお願いいたします。

4款「保健事業費」1億5,180万6,325円は、被保険者の健康診査を県内34市町村に委託して行うための費用や、市町村が実施しました被保険者の健康づくりのための事業等に対する補助金となっています。

次に、43ページをお願いいたします。

特別会計の収支に関する調書です。収支額は、歳入歳出差引額と同額の23億742万6千円となっております。

少し飛んで、49ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございますが、公有財産は、該当がございません。

重要物品は、公用車1台と、業務を電算処理するための機器となります。

50ページをお願いいたします。

4の基金は、後期高齢者医療事業の財政の均衡を図るための事業運営基金と、一般会計の健全な運営に資するための財政調整基金があります。

令和元年度は、事業運営基金の積立と取崩しを行いました。積立額が取崩額を上回っていたので、決算年度末現在高が増加しています。

事業運営基金は、前年度の実質収支の分などを積み立てています。

また、財政調整基金から一般会計の財源とするために、所要額を全額取り崩し、残高は0円となっております。

以上が、特別会計歳入歳出決算の概要でございます。よろしくをお願いいたします。

◎第20号議案の質疑、討論、採決

○議長（田鍋剛君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

○議長（田鍋剛君） つづきまして、第20号議案について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第20号議案「令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案について」を採決いたします。

第20号議案について、原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。

よって、第20号議案は、原案のとおり、認定することに決定をいたしました。

◎第21号議案の審議の宣告

○議長（田鍋剛君） 日程第10、第21号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案」を審議いたします。書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（田鍋剛君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（福原事務局長挙手）

○議長（田鍋剛君） 福原事務局長。

○事務局長（福原扶慈子君） それでは、第21号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案」について、ご説明いたします。

議案及び説明書の7ページをお願いいたします。

この専決処分は、新型コロナウイルス感染症対策として、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を一部改正したことに伴い、特に予算編成の緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、専決処分を行ったものです。

歳入歳出の総額は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ2,000万円を追加して、それぞれ1,421億円となっております。

まず、歳出についてご説明いたします。14ページをお願いいたします。

2款「保険給付費」、3項「その他医療給付費」、3目「傷病手当金」です。新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止の観点から、労務不能の期間について、被保険者へ傷病手当金を支給するため、2,000万円を増額しております。

次に歳入についてご説明いたします。前のページ、13ページをお願いします。

2款「国庫支出金」、2項「国庫補助金」、1目「調整交付金」です。先程、ご説明しました傷病手当金の財源として、国から特別調整交付金として補助されますので、同額の2,000万円を増額しております。以上でございます。

◎第21号議案の質疑、討論、採決

- 議長（田鍋剛君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（田鍋剛君） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

- 議長（田鍋剛君） つづきまして、第21号議案について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（田鍋剛君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第21号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案」を採決いたします。

第21号議案について、原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。
よって、第21号議案は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。
-

◎第22号議案の審議の宣告

- 議長（田鍋剛君） 日程第11、第22号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。
-

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（田鍋剛君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（福原事務局長挙手）

- 議長（田鍋剛君） 福原事務局長。

○事務局長（福原扶慈子君） それでは、第22号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」について、ご説明いたします。

議案及び説明書の15ページをお願いいたします。

今回の一般会計の補正予算案は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ186万5千円を追加するもので、総額は6,436万5千円となります。

まず、歳入についてご説明いたします。16ページをお願いします。

歳入につきましては、令和元年度の一般会計の決算剰余金373万円のうち、既に当初予算において繰越金に計上しています100万円を除いた273万円を増額補正するとともに、市町村負担金を86万5千円減額するものです。

次に歳出についてご説明いたします。17ページをお願いします。

歳出につきましては、繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てるため、既に当初予算において基金積立金に計上しています1千円を除いた186万5千円を増額するものです。

以上が、令和2年度一般会計補正予算の概要でございます。よろしくご説明いたします。

◎第22号議案の質疑、討論、採決

○議長（田鍋剛君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

○議長（田鍋剛君） つづきまして、第22号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第22号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を採決いたします。

第22号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。

よって、第22号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎第23号議案の審議の宣告

- 議長（田鍋剛君） 日程第12、第23号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。
-

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（田鍋剛君） 議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（福原事務局長挙手）

- 議長（田鍋剛君） 福原事務局長。

- 事務局長（福原扶慈子君） それでは、第23号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」について、ご説明いたします。

議案及び説明書の25ページをお願いします。

今回の補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ17億5,336万8千円を追加するもので、総額は1,438億5,336万8千円となります。

26ページをお願いします。

補正の主なものとしましては、歳入では、令和元年度の決算の確定に伴う剰余金の令和2年度への繰越、また27ページの歳出では、繰り越した剰余金の事業運営基金への積立、及び令和元年度の医療給付費が確定したことに伴う、国・市町村への返還金の計上などとなっております。

まず、歳入についてご説明いたします。31ページをお願いします。

1款「市町村支出金」、1項「市町村負担金」、1目「事務費負担金」につきましては、令和元年度の決算確定に伴う市町村からの超過交付額を、令和2年度の市町村事務費負担金から2,140万7千円減額することで精算します。

3目「療養給付費負担金」は、医療給付費の12分の1を市町村に負担していただいておりますが、令和元年度の医療給付費の確定に伴い、概算で負担していただいた額では不足している8市町村について、追加で負担していただくものです。

32ページをお願いします。

2款「国庫支出金」、1項「国庫負担金」、2目「高額医療費負担金」と、次の33ページの3款「県支出金」、1項「県負担金」、2目「高額医療費負担金」は、1件80万円を超える高額医療費について、通常の公費負担とは別に、国と県がそれぞれ4分の1を負担する仕組みとなっており、令和元年度における高額医療費の実績が、負担金を概算で交付申請した時点での見込みよりも増加したため、それぞれ追加交付を受けるものです。

32ページの2款、2項、9目「災害等臨時特例補助金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が一定程度減少した被保険者について、広域連合が行った令和2年度保険料減免額の10分の6に対して国から補助されるもので、補助金申請額2,227万5千円の増額をするものです。

なお、国からのその財政措置に対して、31ページの1款、1項、1目「保険料負担金」については、同額を減額し、予算の均衡をはかるものとなります。

33ページをお願いいたします。

3款、1項、1目「療養給付費負担金」は、療養給付費に対する12分の1の定率負担の県負担分の交付を受けるものですが、令和元年度における実績が概算交付額を上回っていたため、追加交付を受けるものです。

34ページをお願いします。

4款、1項「支払基金交付金」、1目「後期高齢者交付金」の6億4,862万5千円の減額につきましては、令和元年度の医療給付費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金より概算交付された令和元年度後期高齢者交付金のうち、超過交付となった分を、令和2年度の交付額から減額により精算するものです。

35ページをお願いします。

7款「繰越金」につきましては、令和元年度の決算剰余金23億742万6千円から、既に当初予算で計上しております2,016万円を除いた22億8,726万6千円を増額するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。36ページをお願いします。

4款「保健事業費」、1項「健康保持増進事業」、1目「健康診査費」の健康診査質問票入力業務委託料は、連合会に入力業務を委託していますが、医師会のシステム未改修により、当初見込んでいた金額以上に人件費等の費用を要することとなったことから、220万7千円を増額するものです。

2目「健康増進事業費」の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託料」については、当初予算では、広域連合から市町村へ、事業を実施するための委託料として計上していましたが、本年7月1日より、当広域連合の独自の補助事業として推進事業もあわせて実施することとしたため、現在申請のない「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施委託料」から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施推進事業費補助金」への、必要額の予算を組み替えするものです。

なお、これらの予算に対する国からの財政措置としての歳入につきましては、32ページをお願いします。

2款、2項、1目「調整交付金」、特別調整交付金の補助対象である健康診査質問票入力業務委託料分を220万7千円増額し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、特別調整交付金の補助対象外となったため、2,089万1千円減額し、それぞれを合計すると1,868万4千円分の減額となるものです。

37ページをお願いいたします。

5款、1項「基金積立金」、1目「事業運営基金積立金」は、繰越を行いました令和元年度の剰余金から、令和元年度の国庫負担金の返還金などのために必要とする

財源を控除した5億8,537万3千円を積立てるものです。

38ページをお開きください。

6款「諸支出金」、1項「償還金及び還付加算金」、2目「償還金」につきましては、令和元年度の医療給付費などが確定したことに伴い、国・市町村から概算で交付を受けていました負担金などを返還する必要があることから、返還に必要な額をそれぞれ増額するものです。

以上が、令和2年度特別会計補正予算の概要でございます。よろしく願いいたします。

◎第23号議案の質疑、討論、採決

○議長（田鍋剛君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

○議長（田鍋剛君） つづきまして、第23号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（田鍋剛君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第23号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を採決いたします。

第23号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田鍋剛君） 挙手全員であります。

よって、第23号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎広域連合長の閉会挨拶

○議長（田鍋剛君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（田鍋剛君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 本日は、議員の皆様方におかれましては、ご多用のところご出席をいただき、ご審議を賜りまして、それぞれご決定いただきまして、ありがとうございました。

後期高齢者医療制度につきましては、今後、さらに増え続ける見込みの医療費に対しまして、引き続き医療費の適正化に取り組むとともに、保健事業の充実を図るために、関係市町村との連携を密にしながら事業運営を進めていくことが重要であります。

高齢者の皆様が引き続き適切な医療が受けられ、安心して生活ができますよう、国等の関係機関の動向を注視しながら、適切な制度運営を行ってまいりますので、議員の皆様方の、今後とものご支援とご指導をお願い申し上げます。

また、この場をお借りしまして、当広域連合議会の議員としてご指導をいただきました、宮崎努様、山中昭様、谷正美様には、心から感謝を申し上げます。

これから秋が深まってまいります、議員の皆様方におかれましては、ご健康に留意され、益々ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（田鍋剛君） これをもちまして、令和2年10月高知県後期高齢者医療広域連合議会第33回定例会を閉会いたします。

議事運営にご協力を賜り、まことにありがとうございました。

午後2時56分閉会

資 料

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 田 鍋 剛 様

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

令和 2 年 10 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 33 回定例会に提出
するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- | | |
|----------|---|
| 第 16 号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について |
| 第 17 号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案 |
| 第 18 号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認議案 |
| 第 19 号議案 | 令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案 |
| 第 20 号議案 | 令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案 |
| 第 21 号議案 | 令和 2 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案 |
| 第 22 号議案 | 令和 2 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 |
| 第 23 号議案 | 令和 2 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 |

令和2年10月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第33回定例会 議決の結果

議案番号等	件名	議決内容
第16号議案	高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	同意
第17号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第18号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認議案	承認
第19号議案	令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案	認定
第20号議案	令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案	認定
第21号議案	令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案	承認
第22号議案	令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	原案可決
第23号議案	令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

